

## 糸魚川市の一般廃棄物及び生活排水の各種施策について

以下は、旧計画や見直し計画、地域計画等に示されたごみに関する各種施策をまとめたものです。先般のアンケート調査結果に基づき施策の見直しを行う必要があります。

見直しに当たっては、以下に留意したうえで、十分に検討したうえで新計画に反映させる必要があります。

## 1. 施策

ごみ処理基本計画（旧計画）、ごみ処理基本計画（見直し計画）等を以下の体系で整理・分類しました。

(1) 発生抑制・排出抑制		
① 家庭でのごみ減量 全般の取組		「もったいない」の心 10 か条の策定・推進
		プラスチックの分別
② 生ごみの減量化		生ごみの減量化
③ 食べきり		20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動
④ レジ袋対策		レジ袋の削減（マイカップ、マイボトル、マイはし）
⑤ 事業系ごみ減量の 取組		立ち入り調査
		エコショップ登録制度、簡易包装協力店
		適正処理の把握
⑥ 環境教育・普及啓発		20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動
		環境学習
		イベントごみ減量化マニュアルの普及
⑦ ごみ有料化に向け た取組		ごみ減らし隊の創設
		家庭ごみの有料化
		事業系ごみ処理手数料の見直し
(2) 再使用・資源化の推進		
① 再使用・資源化の 推進		シュレッダー後の資源化
		不用品のゆずりあい
		リサイクル協力店の認定制度（エコショップ登録制度）
		拠点回収の継続
		最終処分量の削減
(3) その他の廃棄物対策		
① その他の廃棄物 対策		在宅医療廃棄物
		不適正処理の防止
		不法投棄監視パトロール、不法投棄ボランティア監視員
(4) 生活排水処理対策		

(1) 発生抑制・排出抑制

① 家庭でのごみ減量全般の取組

「もったいない」の心10か条の策定・推進	
<p>(旧計画) ごみの減量化を目指す取組みの基本となる「もったいない」の心を大切にする賢い消費者の育成に向けて、必要な仕組みを整備し、情報提供や啓発活動を推進します。</p> <p>①「もったいない」の心10か条の策定・推進</p> <p>日々の生活において、「もったいない」の心を大切にする具体的な取組みを示します。また、広く市民に周知しごみの減量化に配慮した生活を実践する指針となる運動を展開します。なお、市民がこの10か条を実践しやすいように小売店等に協力を呼びかけます。</p>	<p>アンケート調査（家庭・問1、問2-1）によると、ごみ減量化に対する意識は全般的に下がっています。</p>
プラスチックの分別	
<p>(見直し計画) ごみの減量には市民の協力が不可欠であり、今後ごみの分別や生ごみの水切り、家庭での生ごみ処理機器を利用した堆肥化などの取組の情報提供を行います。プラスチック製容器包装を資源として有効活用するため、分別説明会の開催や広報紙などを通じて、分別の徹底や洗浄等の適正排出の周知や市民意識の高揚を図ります。また、関係団体とごみの分別や減量に対する情報交換を図るとともに、協力して市民PRの輪を広げます。</p>	<p>廃プラスチックの削減は、「海洋プラスチック対策」として検討する必要があります。</p>

## ② 生ごみの減量化

生ごみの減量化	
<p>(旧計画) 生ごみを減量するため、生ごみを堆肥化する<u>生ごみ処理機器の購入補助を継続</u>し、普及啓発に努めます。また、適量で無駄のない買い物や調理などの工夫、水切りの徹底など、市民と協働しながら生ごみの発生抑制に努めます。なお、事業所においても、生ごみの減量化が図られるよう取り組みます。</p>	<p>アンケート調査（家庭・問5-1、問5-2）によると、生ごみ処理機器の補助制度についての認知度は下がっており、生ごみ処理機器の購入率も下がっています。</p> <p>「食品ロス削減推進法」に基づき、食品ロスの削減について、住民や事業者の協力を求める必要があります。</p>

## ③ 食べきり

20・10・0（に一まる・いちまる・ゼロ）運動	
<p>(HP) 「<u>20・10・0</u>（に一まる・いちまる・ゼロ）運動」：食べ残しの多くなりがちな飲食店等で、「<u>もったいない</u>」の心を大切に、取り組みへのご協力をお願いします。</p>	<p>アンケート調査（家庭・問2-2）によると、「食品の買いすぎ、料理の作りすぎをしない」の選択肢を選んだ方が前回調査より約10ポイント減少しています。</p>

## ④ レジ袋対策

レジ袋の削減（マイカップ、マイボトル、マイはし）	
<p>(旧計画) <u>レジ袋</u>などすぐにごみになる容器包装類を削減するため、小売店と連携して<u>マイバッグ運動</u>の普及啓発に努めます。また、ペットボトルや缶、瓶などの容器包装の排出抑制をめざし、詰替え容器やリターナブル容器の積極的な利用と<u>マイカップ、マイボトル、マイはし</u>の使用を呼びかけます。</p>	<p>レジ袋の削減は、「海洋プラスチック対策」として検討する必要があります。</p>

⑤ 事業系ごみ減量の取組

立ち入り調査		
	<p>(見直し計画) 清掃センターへ持ち込まれる<u>事業系ごみの展開調査</u>や事業所への<u>立ち入り調査を継続</u>し、ごみの分別、減量への協力を求めています。</p>	<p>ごみの展開調査及び立ち入り調査を行っております。</p>
エコショップ登録制度、簡易包装協力店		
	<p>(旧計画) 市民が普通に買い物をして、過剰包装が避けられるように小売店等に簡易包装、ばら売りなどの実施を呼びかけます。このような小売店を簡易包装協力店として認定する制度(<u>エコショップ登録制度</u>)を検討します。協力店にはステッカーなどを掲示し、市民の利用を促します。</p>	<p>アンケート調査(事業・問8)によると、エコショップ登録制度の認知度は11.5%と極めて低い状況です。</p>
適正処理の把握		
	<p>(旧計画) 商店、飲食店、工場、事務所など、事業活動に伴って発生する廃棄物の処理責任は事業者自らにあることを周知徹底するとともに、事業系ごみが適正に処理されているか把握し、発生抑制と資源化が図られるよう取り組みます。また、ごみの減量に取り組んでいる事業所の周知に努めます</p>	<p>事業系ごみのさらなる発生抑制と資源化が必要です。</p>
20・10・0(に一まる・いちまる・ゼロ)運動		
	<p>(HP) 「<u>20・10・0(に一まる・いちまる・ゼロ)運動</u>」: 食べ残しの多くなりがちな飲食店等で、<u>「もったいない」の心</u>を大切に、取り組みへのご協力をお願いします。</p>	<p>食品ロスの削減について、新潟県: 「残さず食べよう! にいがた県民運動」などの周知も含め、住民や事業者の協力を得る必要があります。</p>

⑥ 環境教育・普及啓発

環境学習	
<p>(旧計画) 市は、ごみの減量化やごみ処理、リサイクルの意義が理解されるように次のような取り組みを支援します。</p> <p>保育園・幼稚園：<u>出前講座</u>を活用したごみの分け方や環境について学習、体験しながらごみの出し方について学ぶ</p> <p>小学校：<u>「ごみ調べ」</u>、<u>「リサイクル調査」</u>、<u>「不要になったものを生かそう」</u>などの体験学習、海岸清掃、清掃センター見学などを通じた地域環境の学習、<u>「人を取り巻く環境」</u>など環境全般からごみについて学習</p> <p>中学校：<u>「自然環境の保全と科学技術の利用」</u>、<u>「生物と環境」</u>など環境全般からごみについて学習</p> <p>一般：<u>ごみの説明会や自然観察会</u>などを通じてごみについて学ぶ</p>	<p>アンケート調査（家庭・問1、問2-1）によると、ごみ減量化やリサイクル等環境に対する意識は全体的に下がっています。</p>
イベントごみ減量化マニュアルの普及	
<p>(旧計画) お祭りなどの地域活動やイベント等におけるごみを減らすため、<u>「イベントごみ減量化マニュアル」</u>の普及に努めます。</p>	<p>引き続き地域活動やイベント等におけるごみの減量化が必要です。</p>
ごみ減らし隊の創設	
<p>(旧計画) ごみの減量化に熱心に取り組んでいる市民を中心とした<u>「ごみ減らし隊」</u>を創設し、市民の意識啓発を推進しごみの減量を進めます。</p>	<p>「ごみ減らし隊」としては実施されていませんが、環境美化推進委員による活や、分別説明会等で意識啓発を行っております。</p>

⑦ ごみ有料化に向けた取組

家庭ごみの有料化	
<p>(旧計画) ごみの減量化を進めるため、排出抑制やリサイクルの推進に加え、排出量や分別努力に応じた費用負担の公平化、市民の減量意識の改革につながる<u>家庭ごみの有料化に向けて取組</u>みます。</p> <p>(見直し計画) ごみの減量化を進めるため、排出抑制やリサイクルの推進に加え、排出量や分別努力に応じた費用負担の公平化、市民の減量意識の啓発につながる<u>家庭ごみの有料化について、引き続き検討</u>を行います。</p>	<p>アンケート調査（家庭・問8、問9）によると、ごみ有料化に否定的な人が増加しています。</p>
事業系ごみ処理手数料の見直し	
<p>(旧計画) <u>事業系ごみ処理手数料を見直し</u>、処理コストに見合った料金に改定します。</p>	<p>事業系ごみ処理手数料は、ごみ減量化の効果や周辺自治体とのバランスなど課題があり、継続して見直しを行う必要があります。</p>

(2) 再使用・資源化の推進

① 再使用・資源化の推進

シュレッダー後の資源化	
<p>(見直し計画) 集積所へより出しやすい方法等を検討し、リサイクル化に努めます。</p>	<p>平成29年度には、市役所や学校等の公共施設で約46トンを回収しリサイクルしました。</p> <p>アンケート調査（家庭・問1、問2-1）によると、リサイクルに対する意識は全体的に下がっています。</p>
不用品のゆずりあい	
<p>(旧計画) 自分にとって不要になったものも、他の必要とする人に有効に使ってもらえるようにフリーマーケットなどが活発に開催され、多くの市民が活用できるように情報の提供に努めます。</p>	<p>「不用品ゆずりあい情報」について利用者の偏りがあります。</p>

リサイクル協力店の認定制度（エコショップ登録制度）	
<p>（旧計画） 一定期間しか使用しない家具・家電品、子ども用品、学生服やスキー板など比較的再使用の可能なものの有効利用を促すため、<u>リサイクル協力店の認定制度（エコショップ登録制度）</u>を検討します。協力店にはステッカーなどを掲示し、市民の利用を促します。</p> <p>また、小売店においては、白色トレイ、牛乳パック、ペットボトルの店頭回収を行っているところがあります。店頭回収が行える協力店を増やし、店頭回収による資源化を推進するため、<u>店頭回収協力店の認定制度（エコショップ登録制度）</u>を検討します。協力店にはステッカーなどを掲示し、市民へ周知をします。</p>	<p>アンケート調査（事業・問8）によると、エコショップ登録制度の認知度は11.5%と極めて低い状況です。</p>
拠点回収の継続	
<p>（旧計画） 使用済みの乾電池、蛍光灯、使い捨てライターは販売店や公共施設などに市が回収箱を設置して拠点回収を行っています。今後も協力店の拡充を図ります。また、廃食用油はスーパーマーケット等の協力を得て<u>拠点回収を継続</u>していきます。協力店にはステッカーなどを掲示し、市民へ周知をします。</p>	<p>拠点回収の市民周知が進んでおり、回収の仕組みも定着しております。</p>
最終処分量の削減	
<p>（見直し計画） 最終処分量の削減を目指して、引き続き、不燃ごみ残さの資源化に向けて試験を進めていきます。</p>	<p>試験を行った結果、陶磁器類等をセメント原燃料として資源化することが可能となりました。</p>

(3) その他の廃棄物対策

① その他の廃棄物対策

在宅医療廃棄物	
<p>(旧計画) 高齢化社会を迎え一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、一般家庭から医療廃棄物の排出が見込まれます。これらの在宅医療に伴って発生する廃棄物の適正処理に関しては、地域の薬局及び医療機関等と連携しながら処理を行います。注射針については、病院や薬局で出したものは各々で責任を持って回収し、<b><u>感染性廃棄物として処理する体制を継続</u></b>します。市は、これらを市民へ周知するとともに、不適正処理の防止に努めます。</p>	<p>分別ガイドブックやチラシ、説明会で在宅医療廃棄物の出し方を啓発しています。</p>
不適正処理の防止	
<p>(旧計画) 廃棄物の野焼きなど不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するための重要な課題です。市は、廃棄物の野焼きなどが法律（廃棄物処理法第16条の2）によって原則禁止されていることについて、市民や事業者に対する周知を徹底し、<b><u>不適正処理の防止と良好な生活環境の保全</u></b>に努めます。ただし、風俗習慣上又は宗教上行われる廃棄物の焼却や日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものなどについては例外となります。</p>	<p>ホームページや分別ガイドブックで野焼き禁止を啓発しています。</p>
不法投棄監視パトロール、不法投棄ボランティア監視員	
<p>(旧計画) 本市は、ごみの散乱や山野への不法投棄などを未然に防止するために「<b><u>糸魚川市環境美化推進条例</u></b>」を制定し、貴重な自然環境の保全と清潔で美しいまちづくりを進めています。市は啓発看板の設置や広報等により、市民へ不法投棄防止の啓発に努めます。また、<b><u>環境パトロール員による定期的なパトロールや不法投棄監視ボランティア監視員の協力</u></b>により、引き続き不法投棄の未然防止に取り組んでいきます。不法投棄は、法律や条例により禁止され罰則規定があることを、市民や事業者に対し周知徹底し、不法投棄の防止に努めます。</p>	<p>不法投棄監視パトロール員や不法投棄ボランティア監視員による定期的なパトロールを実施しております。</p>



#### (4) 生活排水処理対策

生活排水処理率の向上と水質改善
公共下水道や合併処理浄化槽等の普及に努め、生活排水処理率を向上させ、公共水域の水質改善を図ります。
運営の効率化
農業集落排水の一部を公共下水道に統合し、運営の効率化を図ります。
市設置合併処理浄化槽の設置
公共下水道や集落排水の区域以外では、市設置合併処理浄化槽の設置を進めます。
単独処理浄化槽や汲み取りへの取り組み
単独処理浄化槽や汲み取りは、合併処理浄化槽への切替及び公共下水道や集落排水等への接続を進めます。